

第4回障害者の地域生活支援も踏まえた 障害者支援施設の在り方に係る検討会	
令和7年9月16日	資料1

第3回障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会
構成員からのご意見及び対応案

1. はじめに

(1) 障害者支援施設について

2 ページ 47 行

- ・ 「地域移行に取り組んでいる」と断定して書かれているが、昨年の調査で、35.8%は取り組んでいないと結果も出ている。多くの施設が地域移行に取り組んでいるとした方がいい。

→ 「その多くが」と追記

2 ページ 49 行

- ・ 専門的支援を行っていると書かれているが、空床があっても受入を断ったのは48.6%と、約5割に近いという中で、このように断定して書いていいのか。特に医療的ケアのある方が62.6%、強度行動障害が63.5%の方を、断った理由として、職員が対応できないという結果が出ていた。多くの施設が努力してやったださっていることは感じているが、表記を少し考えていただきたい。

→ 上の修正に続くように「・・・おり、・・・専門的支援」とするとともに、「行っている」を「(提供に) 努めている」に修正

2. 障害者支援施設の現状

(1) 基本データ

4 ページ 124 行

- ・ 年間の地域の移行者数が減少傾向になっていると書かれているが、主な理由が示せるなら載せると分かりやすい。肌感覚ではヘルパーの確保が困難でヘルパー事業所の閉鎖などが始まり、非常に障害の重い方々が、特に施設の移行支援が及ばない社会資源側の変化があると捉えている。

→ 理由を追記

3. 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

(1) 基本的な考え方

9 ページ 288 行

- ・ 基本的な考え方の、基本の「キ」がない。今後は障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、それを支える社会資源としての施設の役割が重要となる、という基本的な考え。そのための期待される施設になるためには、法人及び職員の意識改革が求められる、と入れていただきたい。前回の調査研究時にも、基本的には施設は社会資源として必要であるが、そこで働く人たちの意識を変えていく、価値の変容が求められることが言われてき

たため加えていただきたい。

- ・ 基本的な考え方の加筆修正

施設は障害者が地域で自分らしく暮らすことを支える社会資源であること。そのためには、法人経営者、施設管理者、職員の意識改革が必要であること。（追加意見）

→ 9 ページ（１）の基本的な考え方に前文として「障害者総合支援法では、「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される」「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」こと等が基本理念となっている。障害者支援施設の求められる役割や機能、あるべき姿についてもこの基本理念を踏まえ、地域移行を支える通過点であるべきとの意見もあることを念頭に置きつつ、あらためて法人の運営者や施設管理者、職員等と認識を共有し、取組を進めていくことが重要である。」を追記

- ・ （１）基本的な考え方の前文として以下を記載

入所施設とはその構造上、日常生活において常時支援が必要な人を同一か所に集め、少人数で多くの人の支援を効率的に行う仕組みである。しかしその構造ゆえに本人の意思よりも集団生活のルールに従った管理的生活を強いられる環境になりやすい。そこを終の住処にしないということが、権利条約第 19 条及び一般的意見、脱施設化外ガイドラインの最も基本となる原則である。この点を踏まえ、「どんな人でも地域移行は可能である」ということを前提に、障害福祉計画の基本指針を示す。また報酬改訂時に政省令等による運用の改善を図り、根本的課題は法改正により権利条約の実現を目指す。（追加意見）

→ 基本的な考え方の前文に一部要素を盛り込んでいる

- ・ 基本的な考え方として、地域生活支援ネットワークは一貫して、障害者施設は地域生活移行を支える通過型、あるいは循環型の拠点であるべきと申し上げてきた。ぜひこの旨を表記していただきたい。

→ 基本的な考え方のなかに、「地域移行を支える通過点であるべきとの意見もあることを念頭に置きつつ、」を追記

- ・ 去年の調査結果からも、区分 6 の人とか、年齢も 50 代、60 代の人が多く地域移行していることから考えると、高齢化・重度化で入所施設が必要という論法は違う。誰もが入所施設ではなく、地域移行が可能であることを基本におくべき。

→ （１）基本的な考え方の前文に要素を盛り込んだところ。他には目標設定の箇所「利用者一人ひとりの意向を踏まえた地域移行の実現を図るこ

とが重要」という記載もある

9 ページ 299 行

- ・ あらゆる場面で、体験や経験を通じた選択の機会を確保しという記載があるが、併せて、本人にわかりやすい情報を共有し、体験や経験を通じた、という記載にしていきたい。
→ （１）基本的な考え方の①に「本人にわかりやすい情報を提供するように配慮するとともに、」を追記

9 ページ 310 行

- ・ 「施設の有する知識・経験等を」という記載を、文言追加で「支援技術等」を入れていただくと、施設の側からはわかりやすい。知識と経験だけではなく、具体的にスキルを出していくという具体性が出る。
→ （１）基本的な考え方の③に「・支援技術」を追記

9 ページ 313 行

- ・ 入所者への専門的支援や生活環境というところで、強行の人や医療ケアの人、専門的支援、重度化、高齢化した終末期の看取りが特に重要とあり、その通りだが、重要というより、こういうものをやらなければいけない、やるために入所施設があるんだと、もう少し踏み込んだ書きぶりがいい。その後の、入所者の暮らしの質の向上をはかる生活環境にすることが必要というのは必須であると踏み込んでいただきたい。

9 ページ 316 行

- ・ 終末期における看取りまでの支援は特に障害者支援施設において重要、という変更について、入所施設で重要ではなく、むしろ看取りの支援まで地域でできるようにしていく。地域の中で看取りまでやっていける支援体制が重要。特に、というのは逆に語弊を生じてしまう。
- ・ 「特に」という強調が障害者支援施設で請け負うものと誤解されかねないため、地域でも十分に役を担えるということも前回も申し上げたのでその辺のニュアンスをおくみとりいただきたい。
- ・ 修正前「・・までの支援は、特に障害者支援施設において重要である。」を修正案「・・までの支援は、障害者支援施設の１つの役割として重要である。」（追加意見）
→ （１）基本的な考え方の④について、「強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援の更なる推進や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりも求められているが、特に障害者支援施設において強く求められている役割である。また、入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室、日中活動など）にすることが特に重要である。」に修正

- ・ 「脱施設化ガイドラインの施設の典型的要素の状態を減らすと共に、脱生活不安を目指し、自己決定による生活を担保するために多様な支援（サービス）が保障されるために、障害者支援施設としての役割（機能）を充実させ、地域資源として障害者支援施設を活用する」趣旨の内容を盛り込んでいただきたい。

（理由）

脱生活不安こそが目的であり、脱施設化ガイドラインの施設の典型的要素を減らすと共にすることと、将来にわたる生活不安をなくすために、どういう体制が必要かも議論することが必要だと思います。脱施設化ガイドラインの中には、「地域生活を送る上で必要な要素」も記載されており、これは表裏の関係にあり、その一翼を支援施設も担うことを求めています。どうか。（追加意見）

→ 基本的な考え方の前文にご意見の要素を記載

（２）各論

①利用者の意思・希望の尊重について

9 ページ 321 行

- ・ 基本的な考え方、脱施設化ガイドラインの典型的要素を…という書きぶりがあり、今回の議論の中で大きなポイントになる。各論で要素を羅列してあるが、それぞれの具体的な提案を各論に記載できないか。例えば、他人との共有や誰に対処してもらうかを選べないに関しては、現状、制度設計で外部サービスが利用できない場合に難しい。具体的提案として、他のサービスとの併用ができる仕組みに変えていく、一定の管理のもと行われることが個人が属するグループ単位でほぼ同じ場所でほぼ同じ活動を行うと記載されていますが、昼夜分離、建物の同じところではなく、違うところでのやり方を考えていくと書いていく等。要素によっては今の段階では書き切れないものもあるが、検討が必要。

→ 書き込めるものは記載している。全ての典型的要素を一対一対応で書き込むことは困難

- ・ （２）各論①利用者さんの意思、希望の尊重について、まず支援する側の研修、話し合い、意思決定支援ガイドラインなどの熟読など、準備していく期間を設定し、利用者さんが獲得してから取り組んでいくとか、内容によっては手間暇かかることである。でも自分で選ぶこと、ミスがあっても指摘せず、待つことが大切。

→ 各論①利用者の意思・希望の尊重の３ポツ目に「研修等を進めることにより、」を追記

- ・ 要望として、自ら意思を決定することに困難を抱える方に対して、本人に関わる様々な人たちが、本人を中心に支援を積み重ね、可能な限り本人が意思決定できるように支援する必要があるところが、私たちにとっては一番重要な部分。意思表示等が難しい方に対して、代理の意思決定などが行われてきたが、本人の意思はどれだけ支援されても、他人が決めることではないと思うため、意思形成、創出についての方法や具体策については、今後も重点的に検討してほしい。
→ 要望として受け止め、今後もより良い意思決定支援のあり方について検討していくことが重要と認識
- ・ 意思決定支援の三要素の中で、意思形成支援というところで、土台をつくることが重要。グループホームにしながら地域でのサークル活動に参加したことで、様々な要求が出るよう最終的にひとり暮らしをしたいと職員に伝えられた。ひとり暮らしを意図して意思形成に取り組んだわけではなかったが、周りの人への憧れの気持ちがあつてこそそのひとり暮らしをしたいであった。幅広い活動を通して自分はどう生きたいかということを育めることが大事ではないか。このプロセスから意思形成支援は特定の方向へ導くことなく、多様な経験を通じて「自分はどんな人生を送りたいのか」を考える土台をつくることだという点です。
→ 各論①利用者の意思・希望の尊重の2ポツ目を「多様な体験や経験を通じた意思形成支援を積み重ね、本人が自分らしい生活を送るための選択の機会を確保することが重要である」と修正
- ・ 施設入所者の地域移行について、支援者側が「グループホームへ」「一人暮らしへ」と意図するとパターンリズム的側面を持ちうると思います。動機づけ支援における「動機」とは、本来「どこで・誰と・どのように暮らしたいか」といった人生全体に関わる広い動機であってほしいです。「入所施設を出る動機」ではなく「暮らしを広げる動機」で「もっと違う生き方を試してみたい」と思えることが大切だと思います。サークル活動やピア交流を通じた幅広い経験が、地域移行にとどまらない意思形成を促しています。その役割は、拠点コーディネーターや地域ピアサポーターとの連携の中で担われていくのではないかと思います（追加意見）
→ 貴重なご意見として受け止めている。いわゆる動機付け支援には日中活動の利用に関するものを含め、様々な体験・経験をする機会を提供するものであり、本人の主体的な選択を尊重するものと認識
- ・ 利用者の意思・希望の尊重について、長い間、施設に入所している方は、意思決定という言葉の意味をどれだけ理解することができているか。身近なところからの取組が必要。個別支援計画及びサービス等利用計画の必須項目

に義務づけることも必要ではないか。

→ 令和6年度報酬改定において、運営基準に義務付けの規定を明記

10ページ 328行

- ・ 体験や経験を通じた選択の機会を確保するためには、事前準備、調整が必要となるため人員に配慮した体制など、職員に精神的な余裕が生まれる仕組み作りが必要。

→ 人員基準などは報酬改定の中で検討のため、「5. 今後の検討に向けて」の次期報酬改定の検討で受け止める。

10ページ 334行

- ・ 十分に配慮することが重要とあるが、「配慮する」というよりも「取り組む」と具体的な言葉で書いたほうがいい。

→ 「取り組んでいくことが重要」と修正

10ページ 335行

- ・ また、人格というのは人の持つ価値観や行動様式のこととあり、これを否定することは基本的にはしてはいけないこと。人格というよりも小見出しにあるように、「意思・希望を尊重し」の方が的確。また「パターンナリズム」という言葉も「支援者が決定することを排除しなければならない」とより具体的な記述が望ましい。

- ・ 私の修文意見は、「支援においては利用者の人格を尊重し、可能な限りパターンナリズムは排除されなければならない」を「支援においては利用者の意思・希望を尊重し、可能な限り支援者が決定することを排除しなければならない」とするという意図で、「可能な限り」は残していいと考えます。

例えば、極端な例で申し上げますと、利用者が自死を選ぼうとしているときは、止めなくてはならない、ということもあるためです。自由権には身体、生命の自由も含まれることは定説ですが、刑法学者の曾根威彦氏の論文によれば、生命の自由は自由権に含まれるが、公権力が自死を止めることは個人の自由権を守ることになるため容認される、という解釈を示されており、それを正しいと考えているためです。（追加意見）

- ・ 「可能な限り」という言葉が使われているが、このニュアンスがピンとこない。323行目なら、意思決定を可能な限りとあえて限定しなくてもいいのではないか。また、335行目は、可能な限りパターンナリズムが排除されないということで、一部のパターンナリズムを認めるという表現にもなってしまうのかと。決して、推定判断した意思決定がパターンナリズムとは思わないため、パターンナリズムが排除されなければならない、「可能な限り」はなくしてもいい。

- ・ 「可能な限り」の部分は削除いただけないか。パターナリズムからの脱却は、自己決定権を尊重するために今社会と障害福祉サービス事業者全体も施設に限らず大きな課題だと思うため、「可能な限り」が逃げに見えることがあるので、外していただきたい。
- パターナリズムの記載は、典型的要素との兼ね合いから残す。また、パターナリズムの定義は「強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益になるようにと、本人の意思に反して行動に介入・干渉すること」と脚注で示しているところ。支援現場においては、例えば重大な危険等の回避と自己決定の尊重といった倫理的ジレンマ陥る場面も想定されることから、「可能な限り」は「原則として」と修正

②地域移行を支援する機能について

10 ページ 339 行

- ・ 移動する前に、実際の生活体験ができたことで心の準備ができた。体験は何度も行ったほうがいい。
- 体験の機会は、1 度だけとしているわけではなく、繰り返し実施することも可能
- ・ 動機付け支援と書いてあり、見学とありますが、重度の知的障害者の場合、見ただけではわからない。そこに例えば宿泊体験をしてみて、はじめて、ここでの暮らしはこういう暮らしだと理解できると。ぜひ宿泊体験なども入れていただきたい。
- 「更に進めるための動機付け支援の方策について、引き続き検討」の中の 1 つに含まれるため、次期報酬改定に向けて検討

11 ページ 352 行

- ・ 地域移行に関連して、いまサービス等利用計画に関しては同一法人で作成をすることなど、制約は厳しくないが、意向確認をする点では第三者的立場でかかわれる人が必要。誰が考えていくのかに関して、もう少し踏み込んだ記載があるといい。
- ②の4 ポツ目「拠点コーディネーターや地域のピアサポーター等の外部の関係者と連携する仕組みを構築する必要がある」として一定の方向性は示している

10 ページ 341 行

- ・ 食事体験だけでなく日中活動としてはどうか。地域移行に際しては、前提として本人だけではなく、家族も納得して住まいの場を移すことが必要。本人主体の書きぶりとなっているが、家族への配慮が見えるセンテンスを追記いただきたい。

→ 動機付け支援として、日中活動の見学等も可能。また、意向確認マニュアルには家族との連携について記載があるが、地域移行はあくまで本人の意向を踏まえることが重要である（修正なし）

10ページ 357行

- ・ サテライト施設の創設で、地域移行と定員削減を求めると書かれているが、基本的な考え方から考えると、地域移行は当然だが、定員削減を進めることが目的だけではないため、施設が典型的要素を減らし、それが定員削減につながるということで、削減ありきではなくて、入所施設の本当の機能を考えたうえで、この文章を作っていたきたい。

→ サテライト施設は定員削減が前提とすることが重要であると考えられる（修正なし）

- ・ サテライト型施設は、どんなものを想像しているか気になる。慎重に要件を具体的に絞って考えていくべき。

→ 「5. 今後の検討に向けて」の次期報酬改定の検討で受け止める

- ・ 「地域移行を始め、個別支援・自己決定に基づき、自己実現支援を拡充する」趣旨の内容を盛り込んでいただきたい。
（理由）

自己決定による地域移行は大賛成ですが、地域移行自体が目的になっていないか疑問です。「自己実現」という言葉を入れていただけたのは良かったのですが、印象として地域移行、しかもGH移行のようにもとられるので、表現は考えた方が良くと思います。GH移行となると、総括所見にも抵触すると思うので、なおさら検討が必要ではないかと考えます。（追加意見）

→ 地域移行でGH移行という表現はなく、ご意見として受け止める

- ・ ②地域移行を支援する機能に下線部を追記

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域生活支援拠点の地域移行の支援を主とする拠点コーディネーター、ピアサポーターなど、地域と連携した動機付け支援 地域移行の意向確認等に取り組む必要がある。（追加意見）

→ 各論④の4ポツに記載がある

- ・ 「令和6年度報酬改定では、療養介護も含めすべての入所者に対する地域生活への移行等に関する意向確認や、地域移行等意向確認担当者の選任・指針の作成について運営基準に規定されたが、令和8年度から義務化されることから、令和6年度推進事業で策定した「障害者支援施設における支援者の

ための地域移行等の意向確認マニュアル」を踏まえた取組を推進することが重要である。」と下線部を追記（追加意見）

→ 令和6年度報酬改定では、療養介護での意向確認は義務化されていない

③地域生活を支えるセーフティネット機能について

11ページ 363行

- ・ セーフティネット機能について、地域生活移行したものの生活がうまくいかない人を再度受け入れることを想定して居室を引き続き確保することがあると入所施設から伺っている。こうした事情で空所になった場合、報酬上の評価の検討が必要。

→ 「5. 今後の検討に向けて」の次期報酬改定の検討で受け止める。

11ページ 369行

- ・ スーパーバイズ・コンサルテーションの役割で地域の専門的支援体制の整備とあるが、説明であったように「市町村等の」とより具体的に記載した方がよい。

→ ③の4ポツ目に「市町村等が行う」を追記

- ・ 地域の専門的支援については認識が違っていると思っており、施設内支援と地域での支援は本質的に違う。地域は、例えば、行動障害のある人の支援は、地域のトラブルや被害に遭ったり、あるいは迷惑をかけることは絶えずある。職員が矢面に立って、入所者を守ったり地域住民への理解を促したりすることもまた地域を作っていく。これは相当の専門性が必要であり、建物でしている支援とは全く違う。それなのに入所施設の職員さんにこういうスーパーバイズとか地域住民への理解を深める活動がどのくらいできるのか。先駆的な理想的な取り組みをしているところではあるかもしれないが、そうではない多床室で職員に何ができるだろうかと。意識改革が必要。こういうことをやるために職員も学び直しなどが必要だと思うため、できれば、ここにそういうものを書き込んでいただきたい。

→ ③の4ポツ目に「地域生活支援を实践する事業所等と連携し、」を追記

- ・ 「地域生活支援拠点の中核としての役割を果たす」趣旨の内容を盛り込んでいただきたい。

（理由）

改めて明記していただき、もっと積極的に自治体も障害者支援施設を活用すべきと考えます。災害対応や権利擁護、居住支援も含めていただければ、幅広く役割を果たせると考えます。（追加意見）

→ 施設も拠点の機能を担うことを記載しており、ご意見として受け止める

④入所者への専門的支援や生活環境について

12 ページ 396 行

- ・ 生活の自立を目指すことも考慮し、自分の持ち物を飾るだけでなく、自分の部屋として持ち物の整理・確認ができるよう障害特性に合わせて整理しやすい支援・工夫、見守りも必要ではないか。
→ ④の6ポツ目は「プライバシーの確保」と「自分らしい生活ができる広さのある個室」であることが趣旨。ご意見の観点は④の5ポツ目に含まれていると考えられるため、修正なし

12 ページ 398 行

- ・ 利用者の日中活動の場と住まいの場の分離や、画一的な内容ではなく、個々のニーズに応じたものに対応する必要があるとあるが、より具体的な形にしてはどうか。例えば、活動を推進する必要がある場合、報酬の見直しを含めて検討する必要があるという記載はどうか。また障害者支援施設の利用者が昼間に外部の事業所に通うと減収になってしまう現状がある。外部の日中活動サービスに通う点数の評価、人数だけではなく取り組むこと、これを推進することによって、利用者の健康状態の推進など、これまででない評価軸も考えながらこれらのサービスを受け入れた場合の効果を受け入れることで障害者支援施設の昼夜分離施設がより地域に開かれたものになるのではないか。

→ 「5. 今後の検討に向けて」の次期報酬改定の検討で受け止める

- ・ 居住施設として個別支援の充実・小規模化・ユニット化・個室化を進め、居住支援の質的担保（質等）を求めることはぜひ進めていただき、報酬上の評価（施設入所 22 日問題含む）についても、検討していただきたい。（追加意見）

→ 「5. 今後の検討に向けて」の次期報酬改定の検討で受け止める

- ・ ④入所者への専門的支援や生活環境

「強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援の更なる推進や、重度化・高齢化した入所者への対応、終末期における看取りまでの支援は、特に障害者支援施設において重要である。また、入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室、日中活動など）にすることが必要である。」を下線部のとおり修正

↓

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など、専門的な支援を必要とする者及び重度化・高齢化した長期入所者の暮らしの質の向上に資するような生活環境（居室の個室化、ユニットケア、日中活動など）にすることが必要である。また、基本的に誰もが地域移行が可能となるよう、地域移行

後の生活において、看取りまでの支援が十分受けられるよう、在宅医療と介護、相談支援等との連携体制づくりに協力することが求められる。（追加意見）

→ 本検討会で在宅での看取りの検討は困難なため、ご意見として受け止める

4. 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

（１）待機者のニーズの捉え方

→ 以下のとおり多くの意見をいただいた。自治体の事例の共有の意見について追記。他はご意見・ご要望として受け止めて、具体的な自治体支援は引き続き検討していく。

12 ページ 412 行

- ・ 待機者数が把握できる自治体が５割あるため、待機者の定義や実施している自治体の項目などを参考として、把握していくことができるのではない。例えば保育園などの利用に際しては家庭状況や本人の状況、状態を点数化し、個別ニーズを見える化した上で、利用の可否を判定しており、障害者分野においても同様のことが行えるのではない。地域の大切な社会資源を平等に利用する観点から待機者数把握を施設任せにせず、都道府県あるいは市町村圏域単位で把握することはできないか。本人だけでなく家族が希望する場合は、実態を把握することで緊急性も見えてくる。
- ・ 待機者がわからないのに、計画は立てられるのか？相談支援専門員が将来の暮らしについて考えずに利用計画を立てることはないため、そこで把握できる。サービスを使っていない人については、自治体の人たちにも協力していただくことが必要。こういった価値観は地域生活支援拠点でやっていくことになっているため、コーディネーター配置を進めなければならないが、基本的には厚労省でしっかりと枠組みを作ってもらっている。把握できないということではなく、そういうことをきちんとやってもらうことだと認識している。
- ・ 待機者の目標設定について、書かれている表記ではメッセージ性が弱い。このままの表記の在り方では、結果的には大きく変化はない。結果的に誤った待機者数が国の数として表示されてしまうと危惧されるため、もう一度議論していただきたい。
- ・ 待機者把握は、多くの自治体で把握の調査をしています。今すぐの希望ではないという結果が出ています。私が勤めている地域でも、待機者登録されている方々の中で施設入所を必要とする方は１割もいかないところが大部分です。それぞれの方にそれぞれの背景があります。把握は全体の数だけの把握ではなくて、個々のケースをフォローする体制が必要です。

- ・ 4. 今後の障害福祉計画の基本的方向性 (1) 待機者のニーズ、捉え方について、調査していない自治体において、困っている家族がいなければいい。また、別の方法で把握しているならいい。
- ・ 複数の方から今回、待機者調査の言及があったが、前回の委員会でも話をしている。待機者調査の実態を見ると、家族の不安が一番大きく反映されていることが調査から見える。障害者支援施設の待機者をどう考えるべきかが難しい問題だと。その一方、本千葉県長生村での痛ましい事件が起きたことを考えると、一方で障害者のいのちを脅かすものがあるとしたら、そこは待機者の考え方とは別の枠組みの考え方、仕組みみたいなものもあわせて考えなくてはならない。
- ・ 全国で調査を実施すると何万人分施設が足りないという論調になり、保護政策に後戻りするような事態にならないか懸念。実態は家族が希望しているのが大半で本人の意向を迫及すれば施設を選択することは考えにくい。施設が足りないのではなく、地域で生活するための資源や仕組みが十分ではないという話に持っていけないか。一方で千葉県長生村のような事件は起こしてはならず緊急一時保護や措置が必要な場合もあるが、サービス利用と措置等の議論はわけて議論する必要がある。市町村が計画を作成するためのニーズ把握をしているのでその精度を高めることが必要で、待機者調査をやるなら実情に応じて自治体で実施すれば良いと考える。(追加意見)
- ・ 施設の待機者に関しては、さらに踏み込んだ議論が必要だが、今まで全く検討されていなかったことに関して今後も検討し続けると書かれていることが評価できる。
- ・ 量としての待機者数を把握するという以外に、先ほど他の方が言われたように質的なことか。私も神奈川県から千葉県に移住したあと、家族が本人を死に至らしめてしまったことが気に掛かっており、特に真に施設入所を必要としている人を適切に対応することが可能となるよう引き続き検討していく必要があるなど、意味合いとして入れて欲しい。
- ・ 品川区では待機者について、相談支援専門員を通じて、量・質ともに実態把握した数字を計画に反映している。各自治体とも計画策定に当たって、その地区の実情に合わせて把握に努めて地域移行の数字を設定するという一方で、地域移行の取組が実現していくことと考えているが、今回の調査では、自治体間に相当なバラツキがあるということと、調査を実施していない自治体があるということが判明した。ただし、国が待機者の定義や把握方法等に

ついて、全国的に統一することは、この短期間の議論では現実的には難しいと考えている。この文章の中で、引き続き以降のことをもう少しきちんと強調していただき、各自治体が待機者数の量と質について、実態に合わせた把握できるよう、検討を深める必要があることを強調していただきたい。各自治体ともに悩んでいるため、引き続き、ここは強調して、自治体も支援していただきたい。例えば待機者について実際に実態把握している自治体の事例について、共有していただくことが、調査していない自治体を支援するヒントにもなるのではないか。

- ・ 障害者施設の待機者の把握について、福祉サービスを利用するにあたって、サービス等利用計画を通してニーズを把握（障害者施設の利用希望や将来の暮らし方等）することができるので、自治体も障害者施設の利用希望等を把握することが可能となる。しかしながら相談支援専門員が不足している状況のため、セルフプランを解消するためにも相談員が配置できる環境を整えることが必要となる。（追加意見）
- ・ 修正前：どのような自治体支援が・・・
修正案：どのような自治体による支援が・・・
先日の検討会では、自治体への支援が必要といった発言がありましたが、身体障害者福祉法9条5項にあるように、障害のある者を発見し、その相談に応じることが求められています。そのため、市町村への支援というのは不要ではないかと思います。（追加意見）
- ・ 待機者については、相談支援専門員が将来の暮らしを考えて以下について把握することが可能
 - ・ 早期から1年以内に施設利用が必要な人
 - ・ まずは体験の機会が必要な人
 - ・ 未定地域生活支援拠点等の拠点コーディネーターがそのための体制整備をすることになる。（追加意見）

13ページ 421行

- ・ 入所を希望しているのは本人ではなく家族という文章に書き加えていただければと思いますが、「併せて」というつながりが正しいか分かりませんが、一案申し上げます。併せて緊急時にさせない支援を平時からどのようにするかを、地域生活支援拠点等を活用すること、地域生活支援拠点は緊急時にさせない支援を具体的に構築していくこと、と追記いただくとより具体的な対策につながられる。
- ・ その際、「入所を希望しているのは本人ではなく家族であることがある」、

「複数施設に申し込んでいる者を実数として把握していないことがある」、「待機者数の把握にあたって緊急性の基準を定めていないことがある」などの課題について、考慮する必要がある。併せて、緊急時にさせない支援を平時からどのようにするかを地域生活支援拠点等を活用すること。地域生活支援拠点は、緊急時にさせない支援を具体的に構築していくことが重要である。
下線部を追記（追加意見）

（２）障害福祉計画に係る基本指針の目標設定

→ ご意見・ご要望として受け止めて具体的な対応は今後検討していく

13 ページ 434 行

- ・ 引き続き目標値を設定することが必要はそのとおりだが、これまでも国の目標値に対して、確かに減ってはきているが、緩やかになってきている。その実態に合わせて目標値も下がってきている。これで1つの地域移行を強力に推し進めるには実効性に乏しい。一方で、一生懸命、地域移行に取り組んでいる自治体は、財政を圧迫したりして、非常に苦しい実態があるため、頑張っている自治体を応援する仕組みもあわせて検討する必要がある。
特に自治体において、地域移行＝グループホームというのが具体的なイメージとなっている。地域移行先はグループホームのみではないということ、グループホームにおけるホームヘルパー、訪問系サービスの利用を恒久化してほしい。この部分に書き加えるかどうか検討が必要だが、目標設定をなぜするかとか、自治体向けになぜ強力に進めるべきかをどこかに書いて欲しい。改めて、なぜ施設が必要かを考えれば、少ない人数で多くの人をみる、その効率化の部分がある。
- ・ 家族介護が無理になって、入所されることが常。そうではなく、家族に頼らず地域で暮らせるようにするにはどうするのか。なぜ2022年の指摘においても、地域移行をと言われていたのか。2020年のコロナ禍の緊急事態宣言で外出制限されて自宅にこもっていることを強いられたが、多くの入所施設が似た状況にされている。人権侵害にもあたるため、地域で暮らせるように、本人の意向を尊重してということを改めて書き加え、自治体に考えを示してほしい。
- ・ 「障害の程度や年齢に応じた」という書き方をすると、障害の捉え方が医学モデルととられることがある。日本も基本法の中で、条約も障害を社会モデルで規定しているが、日本の文章は、障害と機能障害の使い分けをしていないので、そこが混在してみられる。一番大事なのは機能障害が重くても年齢が高くても、本人に地域で暮らす意思があれば支援すべきというところが目標だが、誤解を受けることがあるため、その部分を検討いただきたい。

- ・ (2) 障害福祉計画に関わる基本指針の目標設定について、地域移行者の人数や施設入所者の人数の削減目標値は必要だが、人手不足と叫ばれる昨今、取り組むことによって施設の収入につながっていく方法を考えていくことも必要。

(3) グループホームの目標の方向性について

13 ページ 430 行

- ・ グループホームの目標性について大いに賛同するが、もう少し踏み込んで、例えば、障害福祉計画で目標設定をしているが、具体的には利用者数で設定するところが多い。自治体によっては括弧書きになっていたりするが、そのうち重度者の割合がどのくらいかを書いてある自治体もある。目標設定をしっかりと、その数をしっかりと増やしていく点では、ここで具体化できるといい。移行支援住居についてもまだ増えていない実態がある。自治体単位で考えていかないとうまくいかないと思うため、障害者福祉計画の中で目標をたてて、進めていくやり方がいい。

→ 障害福祉計画の目標となるので「5. 今後の検討に向けて」で受け止める

13 ページ 450 行

- ・ 専門性やバリアフリーに考慮したグループホーム等を増やしていくことが必要とあるが、1人暮らしに対応する、強度行動障害の人や車いすの人に対応できる住まいは非常に少なく、グループホーム「等」とまとめず、グループホームもしくは1人暮らしの住まいの確保対策が必要であるという記載を入れていただきたい。

→ あくまでグループホームの目標の方向性についての項目のため、修正なし

(5) 施設整備費補助金の対象要件との整合性について

14 ページ 464 行

- ・ 待機者数、入所者数に対して地域移行を進めていただいた自治体、事業者に対して医療的ケア、高齢化対応のホームの制度優遇へ変更する明記があってもよい。施設整備補助金の対象要件の整合性の表記のところはどうか。

→ ご要望として受け止める

- ・ 14 ページ 464 行 施設整備費補助金の対象要件との整合性に関して

今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性に記載されている施設整備費補助金については、施設に予算が配分されない、とも読み取れる厳しい内容になっていると思います。現在、多くの人々が障害者支援施設で暮らす以上、どんな過程でも人間らしく、そしてご本人が望む人生を築くことを、ハード、

ソフトの両面でサポートできるかが重要だと考えます。(追加意見)

→ ご要望として受け止める

(その他)

- ・ 今まで構成員の方が議論・ご指摘いただいた中で、ここに反映できない部分に関しては、今言ったような、検討していく中で近づけていくことが求められると感じる。また、課題・検証として、知的障害のある当事者の4人の方が今回はじめて参画されていると聞いた。情報保障、他の構成員の発言のスピードを含めて改善の余地はなかったのか、会議の時間は2時間でよかったのか、資料の提供はこの形で良かったのかなど検証をお願いしたい。
→ 本検討会での運営などについては、当事者の方のご意見等もお聞きしながら、別に検証する
- ・ 居住支援全般の国家戦略づくり、もしくはロードマップ作りに関して書かれていないことが課題。どういったことを居住支援全般の中で入所施設、グループホームを考えていくのかについて、30年ぐらいを見通した国家戦略が非常に重要。今後の検討に向けて、国家戦略作りについて検討することを書いて欲しいと強く希望。
- ・ 居住支援の国家戦略はきわめて大切。施設の在り方、地域移行に向けた検討会であり、地域移行に向けた検討のため、ここがなければ移行できない。グループホーム、ひとり暮らし、共同生活も含めた受け皿をどうやって作っていくのかは重要であるため、ここは一言、入れていただきたい。
→ 本検討会では地域生活支援を踏まえた入所施設の役割・機能等についてご検討いただいたところ。さらに大きな観点については、「5. 今後の検討に向けて」に「入所施設、グループホーム、地域の住まいなど地域移行や地域生活を支える居住支援の全体像に関する議論が必要との意見もあった。」と記載
- ・ 施設で求められる役割、あるべき姿というものを果たすためには、施設の現場では人材確保・定着、が一番大きな問題。人材確保について、「等」に含まれているのかもしれないが、人材確保、支える人材の大切さについて、何か追記していただけるとありがたい。
→ ご要望として受け止める
- ・ 入所か地域かの二者択一的な発想の前にいくつかのステップがあると思います。療養介護の必要性にまた提起していきたいと思います。通常のグループホームの人員配置や報酬では対応しきれず、改めての配慮が必要です。どういう条件が必要かも、療養介護のグループホームとして論ずる必要が出て

くと思います。グループホームから高齢になると高齢者用の施設を利用する流れもありますが、寝たきりのままで置かれているところもあります。その点でも地域生活の中での高齢者の利用の方々の実態も調査していただきたいと思います。短期入所が強調されていますが、特に医療ケアが必要な方の短期入所は現状では医療面でも制限され、各施設での人員配置や収入面で限界です。特に医療ケアを伴う重症心身障害児者の見直しをお願いしたいと思います。改めて療養介護の検討で見直しをお願いしていくつもりです。

→ 「５．今後の検討に向けて」の療養介護の在り方で受け止める。

- ・ 障害者支援施設そのものの議論から外れるが、第１回検討会で訪問型の短期入所、短期入所が困難な場合、施設職員が居宅を訪問する形では、近距離県で補助対象としている。国としても、こうした緊急時の補助対象も制度化としてはどうかと。

→ ご要望として受け止める

- ・ 施設の在り方に関する議論の中で、意思決定支援、希望、思いを重んじる、社会活動への参加、地域移行が施設の役割として挙がってきたが、それを行うにあたっては、現行の職員数だと、生活の部分、ルーティン業務に精一杯のところがあるため、人員を増やすことも必要ではないか。

→ ご意見として受け止め、「（４）人手不足の中での生産性向上について」を含め、次期報酬改定等に向けて検討する

- ・ 入所施設については、外部の相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することを必須にするということ。それから、モニタリングを増やして、今は１年に１回になっていますが、回数を増やして外部との接触を増やすことが必要ではないか。サービス管理責任者が外部との連携については、主な役割を担っていると思うが、中だけで支援する、または連携するには限界があるため、相談支援専門員のサービス等利用計画、サービス管理責任者の個別支援計画を連動させ、そして地域社会生活に向けてどのような方策が取れるか、連携を深めていく意味でも、相談支援専門員のサービス等利用計画、それからモニタリングの回数を増やすことは大事。

→ モニタリングの頻度について、標準より短い期間で設定することが望ましい例として、既に明記されているため、運用を促進する

- ・ 今後の検討会の議論の在り方について、こうした施設の大きな矛盾解決に向けて、具体的な目標値、いつまでに何をするかという、その具体的な工程表づくりの議論に進んでいくべき。これからのあるべき姿として、施設、グループホーム、自宅、ひとり暮らしであろうが、普通に地域で当たり前に暮らしていると、利用者一人一人が実感できる場となること等。何よりも大事

なことは、行動すること。本気で脱施設、私はイコール、脱施設化の最小化と考えている。現行制度のもとで今できることを一步一步始めるに尽きるのではないか。

→ 「5. 今後の検討に向けて」で受け止める

- ・ 非常に今後の検討の大きなエビデンスになる調査結果について、①調査票で、あえて公立系施設の実態を知りたい。そういう項目が入れられているが、母数が少ないという理由で十分検討できないという回答であったが、これは非常に今後の入所施設の在り方について大事な視点なので、母数が少なくとも、しっかりと調査結果を分析されるべき。②多床部屋の解消に向けて、その取組を考えていないという回答が相当多く、6割近くあったことについても理由を分析できないか。改めて前年度に実施された障害者支援施設の全国調査を見直してみたところ、調査の結果は当検討会に求められているテーマ、これからのあるべき障害者支援施設の姿とそのための条件課題のほぼ全てが読み取れる内容である。今後こうした調査の実施はたやすくできるものではないと思うため、それぞれの調査結果についてのさらなる分析、背景を検討・分析する必要がある。特に、多床部屋が解消されていない、二重生活において敷地外での活動が極端に少なくなっている、施設特有の集団性・密室性が旧態依然のままその改善が一向に進んでいないというのが浮き彫りに感じている。

→ ご要望として受け止め、次期報酬改定等に向けて検討する

- ・ 「権利擁護、人権に根差した尊厳のある支援がより一層求められる」趣旨の内容を盛り込んでいただきたい。

(理由)

支援施設の質を担保し、人権擁護の拠点になるべく、新たな期待を盛り込んではどうでしょうか。(追加意見)

→ 「脱施設化ガイドラインにおける「施設」の典型的要素を、可能な限り減らしていくことに留意する必要がある」に含まれている認識である

- ・ 14 ページ 478～481 行 今後の検討に関して

施設入所者の食費・光熱水費等の負担や補足給付の在り方について、根本的に所得補償のあり方を検討し、その「公平」な制度（支援量に相応しい所得補償）が前提にあってバランスが検討できるのではないかと考えます。グループホームにおける負担・給付の状況を踏まえて検討するほか、補足給付のみの支給額だけではなく、居宅介護派遣の時間数等、全体に掛っている経費を網羅して検討する必要があるのではないのでしょうか（例えば、同じく1日10時間介助の必要な人への支給額の公平性等）(追加意見)

→ 「5. 今後の検討に向けて」の次期報酬改定の検討で受け止める

- ・ 最後に以下を記載

国連の障害者権利委員会からの勧告もあり、地域移行促進の必要性については広く理解されつつあるものの、自治体によっては、地域移行先はグループホームしか具体的なイメージや対策を十分に持てていないところが少ない。そのためグループホームのみではなく、一人暮らしも同等あるいは同等以上の地域移行先の選択肢として当然の選択肢として認められる必要がある。体験の機会を増やす意味でも、グループホーム入居中のヘルパー利用を恒久化すること。また、入所施設においても同様の仕組みを検討する必要がある。併せて、施設もしくは家族からの地域移行を推進するために、地域移行に積極的に取り組んでいる自治体の財政負担を大幅に軽減する仕組みの構築を急ぐ必要がある。さらには行動援護、同行援護と同様に、重度訪問介護も障害児からの利用拡大が、よりスムーズな地域移行に寄与する可能性は高いと思われ、告示 523 号の問題と併せて検討する必要がある。加えて、強度行動障害のある者や車椅子ユーザーの住宅確保政策、看取りを含めた地域連携策も必要不可欠であることから、省庁を超えた国家戦略と入所施設や家族介護を前提としない脱施設のロードマップの作成が重要な課題である。(追加意見)

→ ご要望として受け止める